

十九八七	六五四	三二一	○年基づき、個人向け財務省告示第二百五十五号				
用の第適初発発利利二用期行行率子期利利価日の以率子格適後の	振額最低額面金	発行額	用振等の適	法條項及び根拠	發行の適	号名及び記	
、子年年額平す額の振替額、記載又は規定による金額は、最も低額のと金	一一万円	額の振替額で四百三十億千七百	社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十六	個人向け利付國庫債券（変動・十年）（第二十七回）	特別會計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十	（平成二十年）（第二十七回）	（平成十四年法律第六十八号）第四条第十四項の規定に
、子年年額平す額の振替額、記載又は規定による金額は、最も低額のと金	一一万円	額の振替機関は日本銀行とし、その規	（平成十三年法律第七十五号）第四十六	（平成十九年法律第二十三号）第四十	（平成二十年）（第二十七回）	（平成二十年）（第二十七回）	（平成十四年法律第六十八号）第四条第十四項の規定に

財務大臣　与謝野馨

十十十
七六五
四三

の申込日償還
取込日償還
扱換場期限
い金所日額限

中日平額平成
年途中本成面成
七年七月換銀行二
月十の買取額の
十五日買取の年本
日付又月つ月に
以後は支五百日
お平店日円日
い成て二十行

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第二期}\atop{\text{以後の利子の適用利率}}}{100} \times \frac{0.73}{100} \times \frac{1}{2}$$

後第二期利子以

出利子、その金額で毎年七月十五日とし、以降の支払の月間を支払う算式で、式間にに属するい日

十一
初期利子

。近年複利を控除した結果に超入札十年利付債の開始日はセパレートの算出方法によれば、第一回の結果に基づく年利2.1%と、該借入金の年利2.1%との合算で年利4.2%となる。これは、平成〇五年五月に下回ったことによるものである。

次号の支払は、翌営業日(即ちお盆)に当たる5月15日と、同じ期間に支払うべき支出し払は、規定期間(以下、「規定」)は支出し払

十二

中途換金の特例

のす個七債かる百害とつ条法みのと受する（昭和国に
 買る人月をつ災十救すての律、居き益者特二十二年
 取こ向十有た害八助るは十第地住に者別十二年
 金とけ五すとが号法。、九六方すはを含障一十
 額が国日るき発）（当第十自るそ含む害者（昭和
 はで債前者に生に昭の該一七治法町相扶養第一
 、きのでがはしよ和区市項号法（昭和特二十二年
 次の中あ、當二域又の）（扶養第一項十七相
 のも途つ平該當救十には指第二特二十二年
 の換て成個該助二お當定二和特が、信託契約規
 と金も二人災の年い該都百二別、死託契約規
 しを、十向害行法て市市五十区又亡契約規
 、請當二けにわ律、のに十二をはし約規
 そ求該年国かれ第災区あ二年含そたの定号法

する。算式により算出した金額は、
 次の算式により算出した金額は、
 額面金額 + 経過利子に相当する。
 の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$

十九
払元利金支所

(一) それぞれの算式により算出した
金額とする。
平成二十二年七月十五日から
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{8.0}{100}$ + 経過利子に相
当する金額)
平成二十二年七月十五日前
の額面金額 - 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する

(二)